

公益財団法人 沖縄県建設技術センター

長期経営計画

(2022-2031)

令和5年5月

公益財団法人沖縄県建設技術センター 長期経営計画

I. 長期経営計画策定にあたって	1
1. 法人設立経緯と変遷	1
2. 計画策定の背景・目的	2
(1) 計画策定の経緯	2
(2) 建設行政を取り巻く社会情勢	2
(3) 公益財団法人としての役割と発注者ニーズへの対応	4
II. 長期経営計画の基本的な考え方	5
1. 基本理念	5
2. 計画期間	5
3. 基本方針	5
(1) 建設産業に資する人材育成と担い手の確保	5
(2) 良質な社会資本の整備と維持管理に資する事業の実施	5
(3) 市町村への支援	5
(4) 安全・安心な住環境の実現	6
(5) 持続可能な循環型社会の構築	6
III. 事業計画	7
1. 推進事業（継続事業）	7
(1) 公益目的事業	7
(2) 収益事業	11
2. 事業の展開方向	12
(1) 新たな重点方針	12
(2) 新規事業の検討	13
IV. 経営計画	14
1. 収益費用の推移	14
2. 経営方針	14
(1) 事業収益	14
(2) 事業費用	14
(3) 特定資産等	14
V. 組織体制	15
1. 組織と職員数	15
(1) 現在の組織体制	15
(2) 正職員の推移	15
2. 今後の組織体制	16
(1) 組織編制	16
(2) 人員配置計画	16
VI. 新庁舎建設に向けて	17

I. 長期経営計画策定にあたって

1. 法人設立経緯と変遷

沖縄県建設技術センター（以下、「センター」という）は、沖縄県及び全ての市町村の出捐により、『建設事業に関する技術及び事務の改善向上と建設資材等の品質確保を図ることにより、建設事業の振興発展に寄与すること』を目的に、昭和 58 年 3 月 28 日に「財団法人沖縄県建設技術センター」として設立された。

この設立趣旨に沿って、県及び市町村の建設技術職員及び民間建設技術者の技術水準の向上を期するために必要な研修を実施し、県内の建設技術の蓄積を図るとともに、建設工事用資材の公正中立な材料試験を実施することで品質の確保に努め、県及び市町村の建設行政の円滑かつ効率的な執行に協力し、地域建設事業の振興に寄与してきた。

また、平成 12 年から始まった公益法人制度改革により平成 20 年 12 月以降は特例民法法人として業務を継続してきたが、平成 26 年 4 月に「良質な社会資本の整備と秩序ある地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心な住環境の実現への支援を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与すること」を目的とした「一般財団法人」へ移行した。

平成 31 年 4 月には、「公益財団法人」に認定され、現在は 9 つの公益目的事業と 2 つの収益事業を軸にこれまで以上に公益性の高い事業に取り組んでいる。

2. 計画策定の背景・目的

(1) 計画策定の経緯

長期経営計画は、当センターの進むべき方向と目標を具体化したものであり、これまでに財団法人時の平成 10 年度と平成 20 年度において、それぞれ 10 年間を見通し策定している。

その後、一般財団法人移行に伴い、平成 27 年度に長期計画を策定しているが、平成 31 年 4 月の公益認定を受け公益財団法人として再スタートした。そのため、これまでに取り組んできた事業や組織の在り方等について改めて検証し、今後 10 年を見据えた基本的な考え方と事業計画等を示すため、新たに長期経営計画として策定するものである。

(2) 建設行政を取り巻く社会情勢

1) 沖縄県の建設産業の現状

ア 公共事業費の推移

本県における社会資本整備の多くを担っている土木建築部の予算は、ピーク時である平成 6 年度の 1,723 億円から平成 23 年度は 944 億円まで減少し、この 17 年間で約 55%まで落ち込んでいる。平成 24 年度以降は、沖縄の実情に即したよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施できる沖縄振興一括交付金の創設等により公共投資が大きく増加したが、平成 26 年度の 1,278 億円をピークに減少傾向にある。

イ 建設業許可業者数及び就業者数の推移

沖縄県の建設業許可業者数は平成 12 年の 5,640 社をピークに減少を始め、平成 25 年は 4,600 社と最低となったが、平成 26 年以降は公共事業の増加等の影響により微増で推移し、令和 2 年では 4,942 社となっている。

建設業就業者数は、平成 15 年～令和元年まで 6.5～7.7 万人の間で推移しており、安定しているように見えるが、全産業に占める割合で見ると、平成 17 年の 12.9%をピークに減少傾向にあり、令和元年では 9.9%となっている。

平成 27 年の国勢調査データによると、建設業の年齢構成は、他の第二次産業や第三次産業に比べ 50 歳以上の割合（44.7%）が高く、30 歳未満の割合は低くなっており建設業就業者の高齢化が伺える。

2) 国及び沖縄県における建設行政の動向

ア 「新・担い手 3 法」による建設産業改革

中長期的な建設業の担い手確保を目的として「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という）、「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の 3 つの法律が、令和元年 6 月に「新・担い手 3 法」として施行された。相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Construction の推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題について対応した内容とな

っている。

中でも、品確法においては災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備や、適正価格・適正工期の設定、情報通信技術の活用等を通じた生産性向上の取組等、公共工事における発注者の責務が謳われている。

イ 国土交通省の主な施策

国土交通省においては、我が国を取り巻く環境変化と今後向き合うべき課題と方向性として「防災・減災」、「老朽化するインフラの維持管理」、「地域の移動手段確保」、「海外活力の取り込み」、「新技術の活用」の5項目を重点施策としている。中でもインフラメンテナンスについては、平成24年に起きた笹子トンネル事故を受けて、平成25年を「社会資本メンテナンス元年」と位置づけ、インフラ長寿命化基本計画を策定し橋梁等の道路構造物において定期点検要領に基づく、5年に1回の点検の他、長寿命化計画の策定を促進している。また、近年では、これまでの事後保全から不具合が生じる前に対策を行う予防保全への転換へ舵を切り、維持管理費の縮減を目指している。

ウ 国土強靱化基本計画の推進

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき制定された、国土強靱化基本計画（平成30年12月改定）では、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を、災害に対して維持するために、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策について重点的に取組むこととしている。

エ 沖縄県における新たな振興計画の策定

沖縄県では、本土復帰以降3次にわたる沖縄振興開発計画、沖縄振興計画および沖縄21世紀ビジョン基本計画を策定し各種の施策を総合的に実施してきた。沖縄21世紀ビジョン基本計画は、平成24年度～平成33年度の計画として策定され、「持続可能な循環型社会の構築」、「自立経済の構築に向けた基盤の整備」などの基本施策に取り組んできた。

また、令和4年度～令和13年度の計画期間において新たな振興計画の策定が予定されている。この中では、SDGsを取り入れた「持続可能な沖縄の発展」を目標に掲げており、建設産業関連施策として「計画的な生活基盤の整備」や「大規模災害等に備えた強くしなやかな県土づくりの推進」、「建設産業の持続可能な発展」なども盛り込まれている。

オ 沖縄県建設産業ビジョン

沖縄県21世紀ビジョン基本計画に基づき、土木建築部では沖縄県建設産業ビジョン2018を策定し、沖縄県の建設産業の持続可能な発展を目指して人材育成や技術力の向上に取り組んでいる。

(3) 公益財団法人としての役割と発注者ニーズへの対応

1) センターの役割

当センターは、昭和 58 年の設立以来、特定の企業等と利害関係を持たない第三者機関として建設材料試験の実施や、社会資本整備を担う人材育成のための行政及び民間建設技術者を対象とした技術研修を実施してきた。また、経験豊かな人材による「工事積算」や「現場監督代行」など発注者支援を通じて、公共土木施設の最終受益者である不特定多数の者の利益の増進に寄与してきた。

さらに、社会情勢の変化や大規模災害、事件・事故発生を契機とする社会資本整備に関連する法令の制定及び改正により新たに必要となった行政機関の業務に対する支援、補完を行ってきた。

今後も国及び沖縄県の施策に基づいて、建設行政を支援・補完する機関として、広く県民の福祉の向上に寄与する事業を実施していく必要がある。

2) 発注者ニーズの増大

昨今の県及び市町村の建設行政では、①橋梁など社会基盤施設の耐久性能の低下や老朽化に対応した計画的な維持管理（点検、診断、修繕、更新）、②多発する災害への対応（地球温暖化の影響によるゲリラ豪雨や洪水、常襲する台風、地震など）、③品確法の発注者責務における事務作業量の負担など多くの課題を抱えていることから、技術職員の果たすべき役割は確実に増加している。一方、技術職員の人員不足により、公共事業の円滑な遂行が難しい状況にある。

このような状況のもと、市町村へのアンケート結果から見えてきた当センターに求められる支援は、公共工事における総合的技術支援だけでなく、点検業務地域一括発注や積算、災害復旧事業や研修など多岐にわたっている。当センターではこれまで培ってきた技術力や人的資産を活かし、県及び市町村の建設行政における発注者ニーズを的確に把握し、支援していく必要がある。

II. 長期経営計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「良質な社会資本の整備と秩序ある地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心な住環境の実現への支援を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与すること」を目的とし、「公正性」「中立性」「守秘性」を有した建設行政を支援・補完する機関として、建設産業の人材育成のための研修や社会資本の整備等、国、沖縄県及び市町村における建設行政の動向を踏まえながら公益に資する事業を推進していくことを基本理念とする。

2. 計画期間

長期経営計画は、めまぐるしく変化する建設産業を鑑みて、令和4年度から令和13年度までの10年間とする。なお、5年経過後に施策の進捗状況について検証し必要に応じて見直しを行うこととする。

3. 基本方針

(1) 建設産業に資する人材育成と担い手の確保

近年、建設業界における技術者不足は社会的な課題であり、人材育成と担い手の確保は急務である。地方公共団体や民間技術者に向けて良質な社会資本の整備を担う人材育成のための研修、ICT(情報通信技術)等の生産性の向上に関する研修や将来の建設産業の担い手である小中高生を対象とした担い手育成事業や出前講座等、建設産業を支える人材育成に資する研修事業を行っていく。

(2) 良質な社会資本の整備と維持管理に資する事業の実施

良質な社会資本の整備として、県や市町村の発注関係事務について、品確法に基づき技術支援を行うとともに、建設材料の品質確保に資する材料試験等についても引き続き担っていく。

また、持続可能なインフラメンテナンスの実現が求められる中、道路法等の法律に基づく社会基盤施設の維持管理に必要な各種台帳の整備ならびに老朽化対策としての調査点検や長寿命化修繕計画の策定支援などを行っていく。

(3) 市町村への支援

品確法の改正により、発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備が発注者の責務となっているが、昨今の技術者不足により体制を確保できない市町村が多く存在する。特に離島及び過疎地域においては大きな課題となっており、これらの市町村からセンターに対して災害査定の手続きや社会基盤施設の点検業務、積算業務など多様なニーズがある。

当センターは、品確法の「発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等」に基づき、これらの支援を行っていく。

(4) 安全・安心な住環境の実現

県知事指定の確認検査機関及び構造計算適合性判定機関として、建築基準法に基づいた基準への適合性を確認することにより、安全・安心な住環境の提供に寄与するだけでなく、住宅性能評価等の各種検査・審査業務についても一体的に行うことでサービスの向上を図っていく。

本県は、島嶼県であることから、本島のみならず離島・過疎地域を含めた沖縄県全域を対象に県民それぞれに公平な機会を提供していく。

(5) 持続可能な循環型社会の構築

沖縄県では、持続可能な循環型社会の構築を目的に、特定建設資材廃棄物を原材料としたリサイクル資材（以下、「ゆいくる材」という）の公共工事での利用徹底などに取り組んでいる。当センターでは「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」の審査等機関として引き続き廃棄物のさらなる有効利用に取り組むとともに、産業廃棄物であるフライアッシュの有効活用として沖縄県で利用推進が図られているフライアッシュコンクリートに関する調査研究等、土木構造物の品質確保・耐久性向上に資する調査研究も行っていく。

また、当センターは県民への SDGs 普及啓発を行う企業・団体を対象とした「おきなわ SDGs パートナー」に登録しており、今後も SDGs の推進に積極的に取り組んでいく。

III. 事業計画

1. 推進事業（継続事業）

（1）公益目的事業

① 研修事業

本事業は、県・市町村および民間の技術者を対象に、急速に多様化・高度化する建設技術に対応し良質な社会資本の整備を担う人材育成を目的に、社会資本の整備に係る専門的知識や技能等の習得・向上を図るための研修を実施してきた。具体的には、建設材料の品質管理に関する基礎的知識の研修を始め、電子納品に関する専門的知識の習得、建築確認申請書の審査に携わる行政庁職員に対しての研修や、台風常襲地域である本県において欠くことのできない災害復旧事業実務講習会、本県の社会資本整備における景観形成実務研修会など時代を反映した多様な研修等を、年間 10 講座程度開催している。

研修事業は、建設産業の人材育成と担い手確保に資する重要な事業であることから、今後も継続するとともに、ニーズに則した研修を拡充していくこととする。

② 建設技術情報提供事業

本事業は、当センター普天間庁舎の一部に建設技術情報館（図書館）を開設し、広く一般県民への建設事業・技術等の情報提供を行い、良質な社会資本整備に対する県民への理解を深めるとともに、建設技術者の知識や技術力の向上を図ることを目的とした事業である。

当施設では、所蔵する各種建設事業報告書や建設技術図書、植物野外図鑑等の環境関係図書、国・地方公共団体の各種事業概要、定期刊行物等の他、一般に入手困難な過去の技術資料を一般県民に無償で公開している。

今後も質の高い情報を提供できるよう図書の収集を行い、技術力の向上に寄与していく。

③ 建設材料試験事業

本事業は、社会資本整備に係る建設工事に用いる資材の品質確保を図ることを目的に、公平性・中立性・信頼性を確保した第三者試験機関としてコンクリート試験、化学試験及び土質試験を実施している。

コンクリートの圧縮強度試験および曲げ強度試験においては、国際標準化機構 (ISO) の定める試験所に関する基準 ISO/IEC17025 に適合した試験機関として、JNLA¹⁾認定試験所として登録されている。また、「アスファルト混合物事前審査制度」においては、沖縄総合事務局と沖縄県からアスファルト混合物の品質試験に関する試験機関として指定されている。

本事業は、建設材料に関する県内唯一の第三者試験機関であることから、引き続き建

設材料の品質を確保することで、良質な社会資本整備の推進に寄与してくこととする。

また、さらなる試験の信頼性向上の取組みとして、JNLA 登録試験の項目拡大を目指していく。

- 1) 産業標準化法試験事業者登録制度 (JNLA)Japan National Laboratory Accreditation system

④ 建設リサイクル資材試験・認定事業

沖縄県は、県内で排出される建設廃棄物を原料として製造されるリサイクル資材について、安全性や品質及び性能を評価・認定し、これらを公共工事で積極的に使用することで天然資源の消費の抑制及び最終処分場の延命化を図り、持続可能な資源循環型社会の実現を目指すため、「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」（以下、「ゆいくる制度」という）を平成 16 年に制定した。

ゆいくる材は、学識経験者、業界関係者及び行政で構成された「沖縄県リサイクル評価委員会」の審議を経て評価・認定される。当センターは、ゆいくる制度において県から審査等機関として指定されており、委員会の開催にあたり申請のあったリサイクル資材の書類審査や工場審査、確認試験ならびに委員会の運営等を行っている。さらに、認定後の更新審査や品質管理試験等を実施しており、ゆいくる材の品質と安全性の確保に努めている。

今後も県と連携し、公平性・中立性・信頼性を十分確保した立場で、ゆいくる材の品質と安全性の確保に努め、ゆいくる材活用推進広報活動やゆいくる材の申請および更新手続きなどの事務効率化・負担低減などに取り組み、持続可能な資源循環型社会の構築に努めていく。

⑤ 調査研究事業

本事業は、沖縄県における構造物の劣化や維持管理、新設構造物を含めた耐久性の向上、県内で使用されている建設材料の品質確認、建設事業に関する新技術・新工法等の調査研究を行い、得られた研究成果を反映することにより高品質・高耐久な社会資本整備に寄与している。

これまで沖縄県と共同で、県産海砂による遅延性アルカリ骨材反応（以下、「ASR」という）発生の確認、塩害や ASR の抑制を目的とした伊良部大橋でのフライアッシュコンクリートの採用までの調査研究を行ってきた。また、それらの研究成果や施工実績を反映させた「沖縄県におけるフライアッシュコンクリートの配合及び施工指針」の策定にも携わり、フライアッシュコンクリートの利用促進を図ることでコンクリート構造物の耐久性向上はもとより、産業副産物の有効利用による環境負荷低減にも寄与している。

現在は、自主事業においてフライアッシュコンクリートの中性化に関する研究や県内の飛来塩分測定を行っている他、施工面から耐久性向上に取り組む「コンクリート表層品質確保技術」について支援を行っている。また、国立研究開発法人土木研究所、沖縄県および沖縄県建設技術センターの三者で協定を締結した、「沖縄県離島架橋 100 年耐

久性検証プロジェクト」により塩害環境下で橋梁を 100 年供用するための維持管理手法・技術基準の確立を目指した調査・研究を行っている。

今後も社会資本整備において直面する技術的課題や社会的要請等に対応できるよう調査研究を進め、データの蓄積ならびに技術や経験を活かし、高品質で高耐久な社会資本の整備に寄与していく。また、調査研究で得られた知見や技術等については積極的に情報発信を行っていく。

⑥ 公共土木施設台帳管理事業

本事業は、県や市町村が整備・管理する道路や橋梁、河川、下水道、港湾等の機能保全を図るため、公共施設の効率的かつ効果的な維持管理業務に不可欠な施設台帳整備等の支援を行っている。限られた財源の下で施設の効率的な管理が求められ、施設の台帳や点検結果等の情報管理が強く求められている。こうした中、センターでは GIS（地理情報システム）を活用した情報管理システムとして「OCTC 公共施設情報管理システム」（以下、「OCTC システム」という）を独自に開発し、平成 27 年度より運用している。このシステムは台帳等の情報を一元的に管理し、インターネットを介して県の各施設担当部署に管理情報を提供している、インフラ施設の効率的な管理に資するシステムである。

また、社会資本の老朽化対策として、橋梁等のインフラ施設へ 5 年に 1 回の点検が義務づけられたなか、市町村管理の橋梁等について地域一括発注を実施しており、市町村の事務負担軽減と点検結果の品質確保、長寿命化修繕計画の策定に寄与している。

OCTC システムは、インフラの効率的な管理に資するシステムであることから、各種台帳整備と一体となって継続的に運用していく他、インフラ施設を管理する団体及び市町村等に普及拡大を目指していく。

橋梁等点検業務については、市町村の技術者不足により、地域一括発注はさらなる需要拡大が見込まれる。今後は、ドローン点検等の新技術の活用も積極的に行い、点検業務のさらなる効率化と予防保全型インフラメンテナンスの支援に取り組んで行く。

⑦ 開発情報事業

電子成果物は、維持管理や災害発生時の復旧において活用されるため、品質確保は重要である。本事業は、社会インフラの維持管理の効率化に資することを目的に、工事や設計業務等の電子成果物について国土交通省の「電子納品要領」等に準拠しているか審査を行い、これらの品質確保を図っている。

また、電子納品以前の沖縄県における工事完成図については、当センターにてマイクロフィルムや画像データで保管を行っていることから、発注者からの要請に対して迅速に提供することが可能となっている。マイクロフィルムについては、現在電子化を進めており、令和 8 年度までに完了予定となっている。

今後は、現在保管を行っている OCTC システムにおいて、工事完了後速やかに情報を更新する等、他の維持管理情報との連携を目指し、さらなる利便性の向上に取り組んでいくとともに、市町村に対しても普及拡大を目指していく。

⑧ 建築確認・検査事業

本事業は、建築物の計画段階において建築基準法や関係規程への適合性を審査・確認するとともに、工事中や工事完了時の検査を実施し、確認済証・検査済証を交付することにより安心・安全な住環境を提供するものである。

建築確認・検査は従来、地方公共団体の建築主事が実施していたが、建築行政の執行体制を補完することを目的に改正建築基準法（平成 11 年）が施行され、国や都道府県の指定を受けた機関が実施できる制度となった。当センターは、平成 13 年 9 月に沖縄県知事から確認検査機関の指定を受けて事業を開始している。

当センターでは、様々な規模や用途の確認検査対象建築物のうち、とりわけ県民の健康、生命及び財産の保護に密接に関係する住宅について、規模と主たる用途を限定して実施している。

本県は、島嶼県であることから、本島のみならず離島・過疎地域を含めた沖縄県全域を対象に県民それぞれに公平な機会を提供していくとともに、速やかな審査・検査体制の確保に努め、利便性とサービスの向上を目指していく。

⑨ 構造計算適合性判定事業

構造計算適合性判定は、平成 17 年に発覚した構造計算偽装事件を受け、平成 19 年に施行された改正建築基準法に基づき導入された制度である。当センターは沖縄県知事に指定された指定構造計算適合性判定機関として、高度な構造計算を要する高さ 20m を超える鉄筋コンクリート造の建築物など一定規模以上の建築物の法令適合性の確認に際して行う、構造計算の適合性判定を実施している。

本県は台風常襲地域であることから、台風に強い鉄筋コンクリート建築物の割合が高く、専用住宅を例にとると、平成 30 年住宅・土地統計調査では、当該構造の占める割合は 93.8% と、全国平均(34.0%)より著しく高い割合を示しており、構造計算適合性判定の対象が他県と比較して多い。

県内の建築主が不利益とならないよう規模と用途を限定することなく実施するとともに、公平な機会を継続的に提供できるよう体制の構築に努めていく。

(2) 収益事業

① 総合的技術支援事業

本事業は、品確法に基づき、沖縄県及び市町村が発注する公共工事について積算、監督代行の一連の業務を実施するものであり、事業者の責務である発注関係事務を総合的に支援する事業である。また、沖縄県が発注する「一般競争入札における総合評価方式」による工事に関する審査業務についても客観性、公平性、透明性及び守秘義務の基に実施している。

近年、市町村では技術職不足等により、積算や現場技術の支援ニーズが高まっている。

また、公共工事の品質確保の促進に伴い、今後ますます総合評価方式一般競争入札の増加が予想され、発注関係事務の適切・迅速な実施が求められ、当センターの支援が必要とされる。

今後も、新・担い手3法に則した沖縄県及び市町村の監督代行および技術審査について支援を実施していく。

② 住宅性能評価事業

本事業は、住宅建築に係る国の各種施策を実施する事業であり、当センターは平成12年10月に国土交通大臣から住宅性能評価機関の認定を受けて業務を開始しており、以降、住宅性能評価業務、住宅瑕疵担保責任保険業務、沖縄公庫融資住宅審査業務、適合証明業務（フラット35）を行っている。また、省エネや低炭素化に取り組む国の施策として実施している「長期優良住宅の普及促進に関する法律」等、各種法律に基づく行政庁への認定申請に必要な適合証を発行するための技術的審査業務等を行っており、県民に対する良質な住宅の供給を支援している。

本事業においては、建築確認申請と同時に申し込むことで、審査・検査が同時に行うことができるワンストップサービスを提供している。さらに手数料の割引も受けることができ、利便性とサービスの向上に寄与している。

今後も、地球温暖化対策としての新たな国の住宅政策に対応した業務を実施することで、低炭素まちづくりや住宅・建築物の省エネルギー性能向上等にならびに、長期に渡って快適に暮らすことのできる安全・安心な住環境の実現に寄与していく。

2. 事業の展開方向

(1) 新たな重点方針

ア 研修事業の拡充

研修事業では、これまでも災害復旧事業実務講習会や沖縄らしい良好な景観の形成を促進するための景観形成実務研修会等、社会資本整備のニーズに即した研修を行ってきた。今後はそれらに加えて建設産業の人材育成と技術力の向上を目指し、以下の研修等を追加した、年間 25 程度の開催を目標とする。

- ① 建設現場の生産性向上に向けて国が推進する i-Construction に関連した研修
- ② 技術革新が進む橋梁点検業務に関する研修
- ③ 自治体職員の職務基礎、実務能力、専門能力、管理能力の技術力向上を目的とした階層別研修
- ④ その他、地方自治体・民間技術者のニーズに則した研修
- ⑤ 小中高生を対象とした出前講座等、担い手育成事業
- ⑥ JICA 沖縄の研修員を対象とした道路維持管理研修等

イ 市町村への支援

市町村への支援は多岐にわたっており、各事業において以下の様々な支援を実施していく。

- ① 積算や設計書作成・精査、現場監督代行などの総合的技術支援。
- ② 今後市町村においても採用が増えていくと想定される、総合評価方式一般競争入札における技術審査業務。
- ③ 現在実施している地域一括発注による橋梁点検等に加えて、長寿命化修繕計画に基づく補修設計や補修工事等への総合的技術支援
- ④ OCTC システムによる社会基盤施設の維持管理や電子納品等の普及拡大
- ⑤ 災害発生時の初期対応として、被災箇所の調査や災害査定設計書作成などの支援

ウ 新技術の積極的な活用

国土交通省では、ICT の活用により調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて、抜本的な生産性向上を目指す「i-Construction」に取り組むとともに、公共事業における新技術の活用・普及を推進している。

当センターにおいても、今後積極的に新技術の活用に取り組んで行くこととし、点検業務でのドローン等の活用、台帳整備における 3 次元 CAD 使用、総合的技術支援にて設計段階からの BIM/CIM の活用や ICT 施工等の支援を行う。

(2) 新規事業の検討

ア 災害復旧支援事業

沖縄県は台風常襲地域であり、毎年多くの市町村で土砂災害等が発生している。特に離島・過疎地域においては、技術職員不足により災害発生時の初期対応が困難な市町村が多く、災害復旧支援に対するニーズは高まっている。

当センターが検討している災害復旧支援事業は、災害が発生した市町村からの要請を受け、ドローン（UAV）による被災箇所の現地調査や、災害復旧における災害査定設計書作成及び復旧工事の発注設計書作成を実施する等の技術支援が可能と考えている。今後本事業を遂行していくため、体制の構築と技術の蓄積に取り組む。

イ 技術相談

技術者が不足している市町村等に対し、相談窓口を設置し、相談を一元的に受け付け、内容を確認したのちに必要に応じて県などの関係機関へ繋いでいく。

IV. 経営計画

1. 収益費用の推移

当センターの過去5年間の収益費用の推移は表-1の通りである。平成29年度以降、約6億円前後で安定的に収益をあげている。経常増減額についても、毎年黒字を維持しており、安定的な経営が保たれている。

表-1 過去5年間の収益費用 単位：(千円)

	H29	H30	R01	R02	R03
経常収益	555,395	572,818	603,170	664,978	592,410
経常費用	540,759	488,636	513,148	552,551	541,345
経常増減額	14,636	84,182	90,021	112,427	51,065

2. 経営方針

(1) 事業収益

各事業からの収益は、沖縄県の公共事業費や民間建設産業の情勢等により増減はあるものの、安定的に収益を確保していることから、現在の事業を引き続き実施し収益を確保する。

また、今後は公益目的事業として研修事業の拡充や災害復旧支援事業の実施にあたって、財源を確保する必要があることから、公共土木施設台帳管理事業等を拡大し、これらの収益から補填を行う。

(2) 事業費用

事業費用においては適正な経営の元、その他固定費等のコスト縮減に努める他、生産性向上に資する機器類やシステムについては積極的に投資し、長期的コスト低減および業務効率化に取り組む。

(3) 特定資産等

当センターで積立を行っている特定資産は、①施設整備資金積立資産、②庁舎建設積立資産、③研修基金引当資産、④調査・研究基金引当資産がある。

うち、①施設整備資金積立資産は試験機器更新等に係る資産取得資金であり、試験機器更新計画に基づいて必要な資金を積み立てる必要がある。

②庁舎建設積立資産は、現在計画している新庁舎建設に向けての資金であり、継続的にみ立てを行っている。利益については、当面②庁舎建設積立資産へ重点的に積み立てを行っていく方針である。

また今後は、50周年記念事業に向けた積立のほか、新庁舎建設後は庁舎修繕費の積み立ての実施を検討している。

V. 組織体制

1. 組織と職員数

(1) 現在の組織体制

センターの令和3年4月現在の組織と職員数は以下の通りである。

1) 組織 4部8班

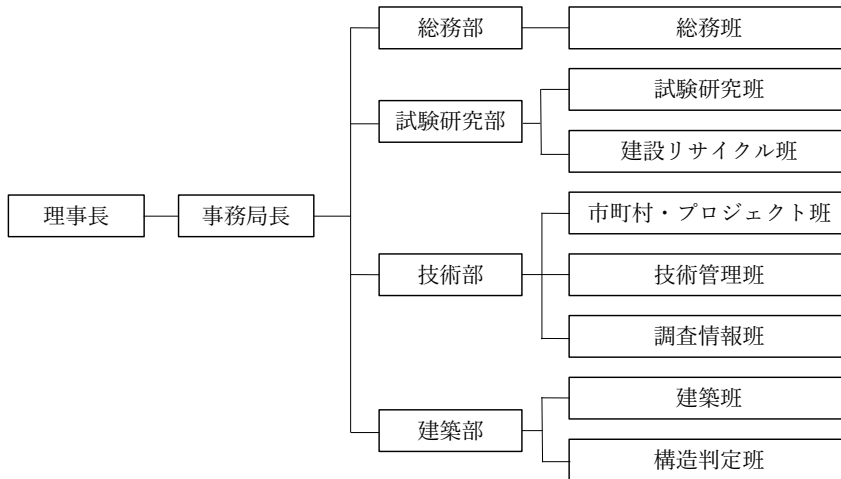


図-1 現在の組織図

2) 職員数 71名

県派遣職員：6名

プロパー：20名

契約職員：35名

試験補助員：7名

賃金職員：3名

(2) 正職員の推移

平成25年度以降の正職員数の推移は表-2の通りである。

第7次沖縄県行財政改革プラン(平成26年度～平成29年度)において、公社等外郭団体の見直し方針が示され、県の人的関与の適正化として、県派遣職員の定数は平成29年度までに10名となっている。その後、沖縄県行政運営プログラム(平成30年度～平成33年度)において令和3年度には、6名となった。

県派遣職員の定数減に伴い、組織の維持と事業の継続のため平成25年度からはプロパー職員の採用を開始している。令和3年度までは県派遣職員の定数減に応じた採用を行っており、正職員数は概ね26名で推移している。

表-2 正職員数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
県派遣職員	20名	17名	14名	12名	10名	9名	7名	7名	6名
プロパー職員	6名	9名	12名	14名	16名	18名	19名	19名	20名
正職員計	26名	26名	26名	26名	26名	27名	26名	26名	26名

2. 今後の組織体制

(1) 組織編制

今後の事業計画および重点的に実施する事業を鑑み、各班の業務内容を見直し、組織体制を4部9班に再編成する。

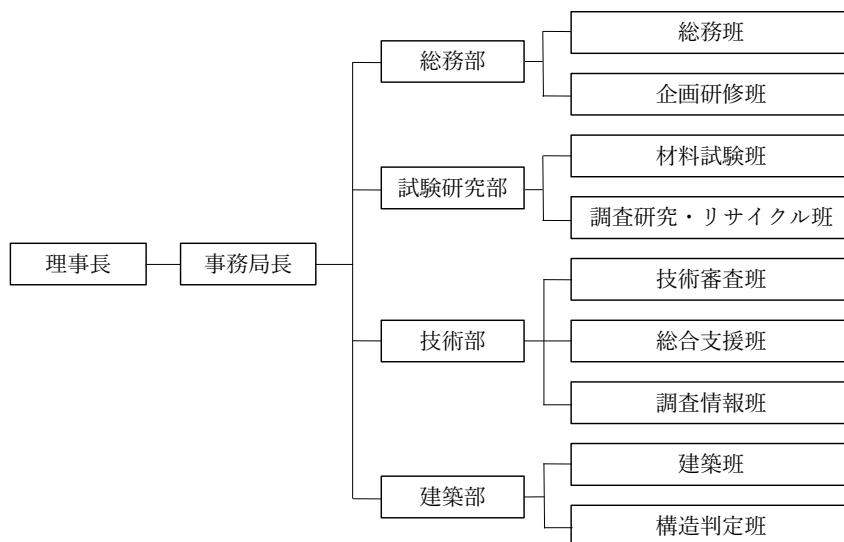


図-2 今後の組織図

(2) 人員配置計画

沖縄県において令和4年度に策定された新沖縄県行政運営プログラム（令和5年度～令和8年度）に基づいた県派遣職員および正職員の人員配置計画(案)については表-3のとおりとする。

表-3 令和8年度までの人員配置(案)

	R04	R05	R06	R07	R08
県派遣職員	6名	7名	7名	6名	5名
プロパー職員	21名	22名	24名	26名	28名
正職員計	27名	29名	31名	32名	33名
採用数	1名	1名	2名	2名	2名

ただし、新たなプロパー職員の採用については、適時、県と協議を行いながら決定していくこととする。

VI. 新庁舎建設に向けて

当センターは、現在庁舎が那覇市寄宮と宜野湾市普天間に分立しているため、効率的な業務や事業の連携など一部業務運営で支障をきたしており、また両庁舎とも建設後 50 年以上が経過し老朽化が著しいことから新庁舎の建設が必要となっている。現庁舎は両庁舎共に県有財産を貸付契約によって使用しているが、新庁舎はセンター自ら建設する計画である。現在、建設資金は庁舎建設積立資産として積み立てを行っており、建設予定地や庁舎規模等についても検討を進めている。

令和 3 年度時点における新庁舎建設計画は、普天間庁舎を建て替え両庁舎を統合した計画となっている。しかし、当センターの材料試験業務においては振動・騒音等が発生することから、住宅地に立地する普天間で同業務を実施することの懸念がある。また、今後研修事業を拡充する予定があるため、多数の研修参加者のための駐車場を確保する必要があるが、当該敷地では十分な駐車場用地の確保ができないこと、バス等の公共交通機関を利用するにあたっては利便性が劣ることなどから、他の建設地を模索しているところである。

新たな建設地として現時点で検討している箇所は、琉球大学医学部（上原地区キャンパス）移転後の跡地や宜野湾市伊佐地内（県有地）、浦添市前田地内（JICA 沖縄敷地・県有地）等がある。どの候補地とも、都市計画法の用途地域の問題や、移転可能時期など幾つかの課題や調整すべき事項があるため、今後の調整の進展を確認しながら候補地を決定していきたい。